

《 契 約 書 別 紙 》 ユニット型個室

●サービスの内容

- ①居室…居室は全室個室提供です。
- ②食事…当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
朝食 {8:00～9:00}、昼食 {12:00～13:00}、夕食 {17:00～18:00}
- ③入浴…入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
- ④介護…施設サービス計画に沿って生活全般に係わる介護を行います。着替え、排泄、入浴、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の介助等、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤機能訓練…機能訓練指導員等により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑥生活相談…生活に関する相談は生活相談員が担当します。
- ⑦健康管理…医師、看護職員、介護職員が連携をとり健康管理を行います。
協力病院 医療法人社団 大樹 大賀医院（内科・歯科）
医療法人沖縄徳洲会 四街道徳洲会病院
医療法人社団 威風会 栗山中央病院
- ⑧その他自立支援…寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え行うよう援助します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

●その他のサービス内容（全額契約者負担）

- ①特別な食事…利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。要した費用は実費
- ②理容・美容代…月1回程度理容師の出張による〔調整・洗髪〕をご利用いただけます。
- ③レクリエーション…外出計画参加や作品作成等を行います。利用料金：材料代等の実費をいただきます。
- ④複写物及び文書等の交付及びその他個別サービス利用…契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物及び文書等を必要とする場合、または個別サービス利用料金については実費をご負担いただきます。
- ⑤日常生活品の購入代金等の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。被服（普段着・パジャマ・下着）、クリーニング代、歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品、嗜好品代、予防接種（インフルエンザ等）、電話代、介護用品等、預かり金管理サービス、各種電気製品使用、その他。
- ⑥行政手続きの代行…行政手続きの代行を施設にて受付けます。
- ⑦その他…当施設では、日常費用（受診料・保険料等）の支払いに関する代行及び所持品に関する保管等を行います。

●利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。

●介護保険法が定める法定料金（２０２４年８月対応）

下記料金は１日あたりの目安の料金です。また、月間の合計単位で補正した金額になりますので、細部で相違が生じる場合があります。

（１）基本サービス料金（地域単価、１単位が１０．４５円）

介護認定	単位数	１日の報酬額 (円)	１日あたりの 自己負担額 (１割)	１日あたりの 自己負担額 (２割)	１日あたりの 自己負担額 (３割)
要介護１	６８２	６９０７円	７１３円	１,４２５円	２,１３８円
要介護２	７５３	７,６２８円	７８７円	１,５７４円	２,３６１円
要介護３	８２８	８,３９１円	８６５円	１,７３１円	２,５９６円
要介護４	９０１	９,１３３円	９４２円	１,８８３円	２,８２５円
要介護５	９７１	９,８４３円	１,０１５円	２,０２９円	３,０４４円

（２）加算料金等（職員配置等により変動が生ずる場合があります。）

区 分	１日の単位	１日の自己負担額の目安		
		１割	２割	３割
初期加算（入所から３０日限り）	３０	３１	６２	９３
個別機能訓練加算	１２	１３	２５	３９
入院、外泊時（月に６日を限度）	２４６	２５７	５１４	７７１
退所前訪問相談援助加算（１回）	４６０	４８１	９６２	１４４３
退所後訪問相談援助加算（１回）	４６０	４８１	９６２	１１４３
退所時情報提供加算（１回限り）	２５０	２６１	５２２	７８３
退所前連携加算（１回）	５００	５２３	１,０４５	１５６９
障害者生活支援体制加算	２６	２８	５５	８４
若年性認知症入所者受入加算	１２０	１２６	２５１	３７８
看取り加算（死亡日以前４～３０日）	１４４	１５０	３００	４５０
看取り加算（死亡日前日・前々日）	６８０	７１１	１,４２２	２１３３
看取り加算（死亡日）	１,２８０	１,３３８	２,６７６	４０１４
常勤医師配置加算	２５	２７	５３	８１
精神科療養指導加算	５	６	１１	１８
経口移行加算	２８	３０	５９	９０
経口維持加算Ⅰ	４００(１ヶ月)	４１８	８３６	１２５４
経口維持加算Ⅱ	１００(１ヶ月)	１０４	２０９	３１２
療養食加算(１食を１回として１日３回まで算定する)	６(１回)	１８	３７	５４
看護体制加算(Ⅰ)イ	１２	１３	２５	３９
看護体制加算(Ⅰ)ロ	４	５	９	１５
看護体制加算(Ⅱ)イ	２３	２４	４８	７２
看護体制加算(Ⅱ)ロ	８	９	１７	２７
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	４１	４３	８６	１２９
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	１３	１４	２７	４２
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	４６	４８	９６	１３８
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	１８	１９	３８	５７
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	９０(１ヶ月)	９４	１８８	２８２
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	１１０(１ヶ月)	１１５	２３０	３４５

栄養マネジメント強化加算	11	11	22	33
日常生活継続支援加算	46	48	96	144
科学的介護推進体制加算	50(1ヶ月)	52	105	157
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100(1ヶ月)	105	209	314
高齢者施設等感染症対策向上加算(Ⅱ)	5(1ヶ月)	5	10	16
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10(1ヶ月)	10	21	31
配置医師緊急時対応加算(下記以外)	325(1回)	340	679	1019
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間の場合)	650(1回)	679	1359	2038
配置医師緊急時対応加算(深夜の場合)	1300(1回)	1359	2717	4076
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	18	18	37	54
サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ	12	13	25	39
サービス提供体制加算(Ⅱ)	6	7	13	21
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6	7	13	21
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	該当付きの介護保険請求単位数に応じて加算 されます。			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				
認知症行動・心身症状緊急対応加算 (入所後7日間限り)	200	209	418	627

(3) 上記利用料については、所得に応じた減免措置等の制度がありますのでご相談下さい。

●介護給付対象外サービス

介護給付対象外サービスとは、介護保険法で定める介護保険給付サービスとは別に、利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの。また所得段階「基準額（年額）」により下記軽減処置の制度があります。

(1) 食事の提供に要する費用（食材料費・調理費：1日あたり1,600円）

利用者に提供する食事の材料費・調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲にてご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証（以降、「認定証」とする）の発行を受けている方は、認定証に記載された1日あたりの食費の金額の負担となります（次頁表参照）。認定証が確認出来ない方は第4段階の金額となります。また、世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方は、事業所との契約により食費1日あたり1,445円の負担となります。

(2) 居住に要する費用（1日あたり2,640円）

施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、室料をご負担していただきます。ただし、認定証の発行を受けている方は、認定証に記載された1日あたりの居住費の金額（次頁表参照）の負担となります。認定証が確認出来ない方は第4段階の金額となります。また世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方は、事業所との契約により居住費1日あたり2,066円（次頁表参照）の負担となります。契約期間中の入院等外泊（介護保険対象外外泊）の場合は「介護保険負担限度額認定」をうけている方および世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方でも、1日2,640円ご負担となります。（入院等外泊の翌日から6日間は保険対象内外泊となります。）（次頁表参照）

※「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」
平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知

「基準額（年額）」

（円/日額）

段階	対 象 者	居住費	食費
第 1	生活保護受給者	820	300
第 2	【収入要件】 ○世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 【資産要件】 ○預貯金等の資産の合計が単身で 650 万円以下（夫婦で 1,650 万円以下）の方	880	390
第 3 ①	【収入要件】 ○世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円を超え 120 万円以下の方 【資産要件】 ○預貯金等の資産の合計が単身で 550 万円以下（夫婦で 1,550 万円以下）の方	1,370	650
第 3 ②	【収入要件】 ○世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 120 万円を超える方 【資産要件】 ○預貯金等の資産の合計が単身で 500 万円以下（夫婦で 1,500 万円以下）の方	1,370	1,360
第 4	第 1 から第 3 に該当しない方	2,066	1,445
第 5	施設の設定金額	2,640	1,600

上記「基準額（年額）」は変更になる事があります。

（３）文書料

サービス項目	サービス内容	料 金
診断書	非常勤医師が書いた場合	5,000円／枚
死亡診断書	非常勤医師が書いた場合	10,000円／枚
コピー代	記録物をコピーした場合	10円／枚

(4) 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金
預かり金管理サービス (通帳)	通帳の出納管理・年金等の申請代行を行います。(小口現金の出納管理料金を含む)	2,000円/月
理・美容サービス	カット	2,500円/回
	カラー(カット別)	実 費
	パーマ(カット込み)	
	セット(シャンプー込み)	
クラブ活動	書道材料費・作業材料費等	実 費
レクリエーション・行事	花見・夏祭り・敬老会・新年会等	実 費
利用者選択の特別な食事 (外食ツアー企画等)	利用者選択の食事(上限 2,000 円程度)・嗜好品等	実 費
入院訪問サービス	入退院の手続き、必要物品の買い物等、ご家族に代わって行います	500円/回
諸申請手続き等の代行料		300円/回
電気製品の持ち込み (個人で使用するもの)	テレビ、冷蔵庫	250円/半月
	オーディオ製品・ラジオ	150円/半月
	電気あんか	200円/半月
	電気毛布	300円/半月
	パソコン・ワープロ	150円/半月
	蚊取線香等	150円/半月
	加湿器	150円/半月
	その他(1電気製品)	応 相 談
協力病院以外の通院同行	職員が付添同行し受診した場合。	1,000/時間
施設車両使用料	上記通院同行、買い物、お出かけなどで施設の車両を使用した場合	40円/km
ドライブ (レクリエーション)	入居者複数名での大よそ 20 km以内のドライブ	300円/1回

※その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

※電気製品使用料については、(1日～15日)・(16日～末日)と期間を定め半月単位のご利用とする。

※その他、個別で必要とする物(ただしオムツを除きます)につきましては、お客様の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

●緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

1	氏 名	(続 柄)
	住 所	
	電 話 番 号	
	備 考	
2	氏 名	(続 柄)
	住 所	
	電 話 番 号	
	備 考	
3	氏 名	(続 柄)
	住 所	
	電 話 番 号	
	備 考	